

# 人事行政の運営等の状況

お問い合わせは職員課 483-1151 (代表) へ

「八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などに基づき、市職員の任免や、給与の状況、勤務条件などの概要を公表します。この内容は、市のホームページ、市役所情報公開室で閲覧できます。

## 1. 市職員の給与などの状況

### (1) 給与

#### ① 人件費 (26年度普通会計決算・人口は27年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	25年度の人件費率
19万4,438人	610億2,192万円	19億2,100万円	110億6,169万円	18.1%	20.9%

※普通会計は本市の場合、一般会計と墓地事業特別会計を合わせたもの。実質収支は、歳入から歳出と翌年度に繰り越すべき財源を除いた額。人件費に含まれる経費は議員や非常勤職員等の報酬、特別職や一般職の給料、職員手当など。

#### ② 職員給与費 (26年度普通会計決算・職員数は26年4月1日現在)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
1,195	45億6,413万円	15億5,549万円	18億1,783万円	79億3,745万円	664万円

※職員手当とは扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当などで、退職手当は含みません。

#### ③ 人件費削減措置 27年4月1日現在

	削減措置	実施期間	内容
一般職	管理職手当の減額	27年4月から28年3月まで	10%の減額
	期末勤勉手当の加算措置の減額	13年4月から当分の間	8級 15% → 10% 6・7級 10% → 7%
	一般職の給料の減額	27年4月から12月まで	2級以下は1%、3級から6級までの職員は2%、7級以上の職員は4%を減額
特別職	期末手当の加算措置の減額	14年4月から当分の間	市長、副市長、教育長、事業管理者 15% → 10%
	特別職の給料の減額	27年4月から29年5月25日まで	給料月額において市長は27.5%、副市長は15%、教育長及び事業管理者は7.5%を減額

#### ④ 職員の平均給料月額及び平均年齢 27年4月1日現在

区分	一般行政職*		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
八千代市	29万7,580円	38.6歳	35万7,518円	50.1歳
千葉県	32万6,573円	42.3歳	32万1,373円	52.8歳
国	33万4,283円	43.5歳	28万9,141円	50.2歳

※税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、清掃職員、学校給食員、その他技能労務職、小・中学校教育職、その他教育職以外の職員。

#### ⑤ 職員の初任給 27年4月1日現在

区分		八千代市		千葉県		国
		大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	(総合職)18万1,200円 (一般職)17万4,200円 (一般職)14万2,100円
一般行政職	大学卒	18万 972円	14万6,718円	18万2,800円	14万8,200円	
	高校卒	14万6,718円	14万8,200円	14万8,200円	14万2,100円	

※「八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例」により削減された額を記載。

#### ⑥ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 27年4月1日現在

区分	一般行政職		技能労務職		※27年4月1日に区分の経験年数に達した職員がいない場合「該当なし」と記載。
	大学卒	高校卒	高校卒	中学卒	
経験年数10年	25万2,366円	21万7,800円	該当なし	該当なし	
経験年数15年	32万4,978円	該当なし	該当なし	該当なし	
経験年数20年	36万2,906円	該当なし	該当なし	該当なし	

## ⑦ 一般行政職の級別職員数

27年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主 事 主 技 師	主 事 主 技 師	主任主事 主任技師	主査補	主 査	副主幹	課 長	部長 局長	
職員数(人)	92	161	61	55	83	79	57	23	611
構成比	15.1%	26.3%	10.0%	9.0%	13.6%	12.9%	9.3%	3.8%	100%
1年前	14.3%	27.5%	10.2%	6.5%	15.8%	10.7%	10.9%	4.1%	100%
5年前	16.6%	11.4%	10.9%	12.5%	19.2%	12.2%	12.0%	5.2%	100%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。

## ⑧ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前1年間の勤務成績により昇給の区分を上位の昇給区分、標準区分、下位の昇給区分の3段階分け、昇給に反映させています。27年4月1日の昇給では、市長部局職員865人中、上位の昇給区分に決定された者は56人(6.5%)、標準区分に決定された者は763人(88.2%)、下位の昇給区分に決定された者は46人(5.3%)でした。

## ⑨ 職員手当

いずれも27年4月1日現在

	八千代市	国の制度との違いなど
扶養手当	①配偶者：1万3,000円 ②配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	①同じ ②同じ
地盤手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10% 対象者1,376人 1人当たり平均支給年額 37万4,438円(26年決算)	俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、扶養手当の合計額の10%
住居手当	①借家の場合(家賃1万2,000円を超える場合) 家賃の額に応じて2万7,000円を限度に支給 ②持家の場合 26年度廃止	①同じ ②同じ
通勤手当	①電車・バスを利用する場合 6か月定期券等の価額による支給を基本として 全額支給 ②乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて3,980円～3万9,430円を支給	①6か月定期券等の価額による一括支給を基本とし、1か月当たり5万5,000円を限度に全額支給 ②使用距離等に応じて、2,000円～3万1,600円を支給

時間外勤務手当	支給実績(26年度決算)	
	26年度	職員1人当たり平均支給年額
26年度	5億8,306万円	47万円
	職員1人当たり平均支給年額	47万円
25年度	5億2,403万円	43万円
	職員1人当たり平均支給年額	43万円

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	種類
手当の種類(手当数) 27年4月1日現在	34.5%	24種
	4万2,659円	

	八千代市	国
期末・勤勉手当	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 (0.7) 月分 ( )内は再任用職員に係る支給割合 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% 13年4月から当分の間、(1)③のとおり減額中	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 (0.7) 月分 ( )内は再任用職員に係る支給割合 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

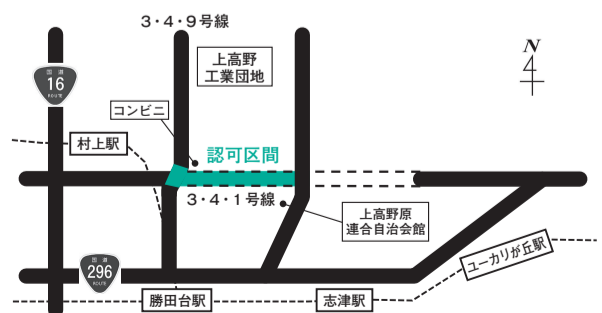
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
	自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
勤奨・定年	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分	

※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が規定されています。本市で26年度に退職した職員に支給された1人当たり平均支給額は2,441万円です。定年前早期退職特例措置は2～20%加算で国と同じです。職員手当にはこのほか、管理職手当、夜間勤務手当、災害派遣手当などがあります。

## 都市計画道路が事業認可されました

次の路線が都市計画事業として認可されました。事業内容については、都市計画課で縦覧できます。

▶路線名 3・4・1号新木戸上高野原線(635m)、3・4・9号上高野工業団地線(135m) ▶事業施行期間 11月6日～平成34年3月31日 ▶関係図書の縦覧場所 市役所5階都市計画課 (都市計画課)



## 千葉県動物愛護センターから

■犬のしつけ方教室 基礎講座：28年1月17日(日)、2月14日(日)、3月12日(土)午後1時～2時30分(受け付けは午後0時30分～1時)。各先着30組 実技講座：28年1月17日(日)、2月14日(日)、3月12日(土)午後2時～4時(受け付けは1時30分～2時)。各先着30組。3000円  
■飼い主がしの会(随時予約制) 犬・猫の欲しい人、あげたい飼い主さんとの出会いの場です。1月17日(日)、2月14日(日)、3月12日(土)、犬・猫の欲しい人は午前9時～9時30分受け付け。犬・猫をあげたい人は午前9時30分～10時受け付け  
※詳しくは、いずれも同センター ☎0476(93)5711/富里市御料709-11へ (健康福祉課)

は「どうしたの？」と優しく声を掛けましょう。また、よい行いは、その場で褒めるのが一番です。  
●ダメなものダメ 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ」の一言が、子どもを非行から救います。酒やタバコの害について、子どもたちは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。  
●夜間の外出は控えましょう 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。  
●青少年相談のご利用を 青少年の生活の乱れなどの悩みの相談に応じます。助言・指導のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。①電話相談 ②来所相談(要予約) ※受付時間はいずれも月曜～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時【連絡先】青少年センター/大和田138-12教育委員会庁舎内 ☎(483)2842